

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の 概要

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の概要

時代に即した新たな刑事司法制度の構築

- 取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却



- ◎ 証拠収集手段の適正化・多様化
- ◎ 充実した公判審理の実現

法制審議会による答申

『『世界一安全な日本』創造戦略』（閣議決定）における治安基盤の強化の要請



- ◎ 下記の制度を一体として整備

1 取調べの録音・録画制度の導入

- 身柄拘束中の被疑者を下記の対象事件について取り調べる場合に、原則として、その取調べの全過程の録音・録画を義務付ける。
- 供述調書の任意性立証には録音・録画記録の証拠調べ請求を必要とする。
- 対象事件：裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件

2 合意制度等の導入

(1) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入

- 検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述等をし、検察官が不起訴や特定の求刑等をする旨の合意をすることができるようにする。
- 対象事件：一定の財政経済事件及び薬物銃器事件

(2) 刑事免責制度の導入

- 裁判所の決定により、免責を与える条件の下で、証人にとって不利益な事項についても証言を義務付けることができるようにする。

3 通信傍受の合理化・効率化

- 対象犯罪に殺人、略取・誘拐、詐欺等を追加しつつ、組織的な事案に限定するための要件を付加する。
- 暗号技術を活用し、記録の改変等ができない機器を用いることにより、通信事業者の立会いを不要とした傍受を実施できるなどするようにする。

4 裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化

- 刑訴法第90条に、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情を明記する。

5 弁護人による援助の充実化

- (1) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大
 - 被疑者国選弁護制度の対象を，被疑者が勾留された全事件に拡大する。
- (2) 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充
 - 司法警察員等が身柄拘束中の被疑者・被告人に対して弁護人選任権を告知する際に，弁護人選任の申出方法等をも教示することを義務付ける。

6 証拠開示制度の拡充

- (1) 証拠の一覧表の交付手続の導入
 - 現行の証拠開示制度の利用に資するよう，被告人側からの請求があるときは，検察官に，保管証拠の一覧表の交付を義務付ける。
- (2) 公判前整理手続の請求権の付与
 - 検察官，被告人及び弁護人に公判前整理手続等の請求権を付与する。
- (3) 証拠開示の対象の拡大
 - 検察官が請求した証拠物に係る差押調書等をも対象として追加する。

7 犯罪被害者等・証人を保護するための措置

- (1) ビデオリンク方式による証人尋問の拡充
 - 一定の場合に，被告人が在廷する法廷とは別の裁判所との間でビデオリンク方式による証人尋問ができるようにする。
- (2) 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
 - 加害等のおそれがある場合に，①証人の氏名・住居を被告人に知らせない条件を付して弁護人に開示し，②特に必要な場合は，弁護人にも知らせず，代替的な呼称や連絡先を弁護人に開示することができるようにする。
- (3) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入
 - 加害等のおそれがある場合に，裁判所において，証人等の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定ができるようにする。

8 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ

- 証人の不出頭等の罪，証拠隠滅等の罪などの法定刑を引き上げる。

9 自白事件の簡易迅速な処理のための措置

- 被告人が否認に転じるなどしたために，即決裁判手続によらないことになった場合に，公訴を取り消し，再捜査を行って再起訴できるようにする。